平成２１年（フ）第２４９号
滋賀県蒲生郡竜王町大字薬師1178番地779
債務者　プロショップギアこと　高橋　幸男
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第２５１号
滋賀県東近江市佐野町401番地１　ＳＡＮＯか乃う301
債務者　松丸　哲也
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第２５５号
滋賀県近江八幡市若葉町３丁目1790番地７407号
債務者　寺田千恵子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１４９４号
神戸市東灘区青木２丁目16番20―101号
債務者　平原　康江（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５８７号
神戸市垂水区星陵台４丁目３番10―502号
債務者　志磨洋一こと　金　　洋一
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５９２号
兵庫県尼崎市浜１丁目３番２―508号
債務者　山際まゆみ
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７４６号
兵庫県尼崎市栗山町１丁目23番１―605号
債務者　江本亜由美
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７８０号
兵庫県尼崎市東園田町１丁目326番地アメリア205、前住所兵庫県尼崎市南武庫之荘10丁目５番３―1001号
債務者　ＷＯＲＫＳこと　成松　光則
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１５８号
宮城県柴田郡川崎町支倉台１丁目12番13
債務者　相澤紀恵子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第７０２号
川崎市中原区上小田中３丁目４番８号　南武ビル201
債務者　橋元　輝昭
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第２４４号
長野県須坂市大字須坂1230番地43　508
債務者　小林　長子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３３４号
長野県松本市大字里山辺3642番地１、住民票上の住所長野県松本市大字笹賀4986番地７
債務者　増沢　正幸
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第３４７号
長野県大町市大町1001番地、前住所長野県安曇野市穂高有明5527番地24
債務者　渡邊　宜昭
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第３６２号
長野県松本市渚２丁目８番18―212号　マック渚コート212号室、前住所長野県松本市大字里山辺1679番地１　サンシティ木下Ｂ101
債務者　鹿川　美歩
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第１０９号
長野県茅野市玉川2449番地２　ブラボー50№７　102号
債務者　田中　雅彦
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第７２１号
岐阜市六条北４丁目４番10―202号安田ビル
債務者　名知　　稔
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７２７号
岐阜県郡上市八幡町稲成27番地４　雇用促進住宅１―208号
債務者　中根　由美
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
岐阜地方裁判所